

2015年2月16日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第369号）

中国人民銀行上海本部、 自由貿易口座で国外資金を調達可能に 新たな外債管理モデルを導入へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行（PBOC）上海本部は、2015年2月12日付で『中国（上海）自由貿易試験区における分離記帳勘定業務の国外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則（試行）の印刷・配布に関する通達』（銀総部発[2015]8号、以下『8号通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）内の企業は、上海自由貿易区専用の勘定システム「分離記帳勘定ユニット（自由貿易勘定ユニット）」（以下「FTU」という）を構築した金融機関で開設できる「自由貿易口座」（以下「FTA口座」という）を通じて、国外から資金を調達できるようになります。

FTU上での国外資金調達は、外債枠（または「投注差」）による外債管理方式ではなく、資本金（払込資本金＋資本積立金）の2倍を上限（一般企業の場合）とする総規模の範囲内で、返済後に調達枠を再度利用可能な残高管理を実行するマクロプルーデンス管理モデルが適用され、企業はより柔軟に資金を調達できるようになります。しかし、調達資金のリスク因数によって総規模に計上される金額が変わってくることや、現行規定では外債に含まれない外貨建てトレードファイナンスも一部の額が計上される等、実務において注意が必要な点もあります。

以下、『8号通達』が規定する新たな国外調達資金管理モデルについて解説します。

□ リスク因数を乗じた金額を計上

『8号通達』によれば、FTA口座を開設した上海自由貿易区の区内企業は国外から資金を調達できるようになります。これまで払込資本金額に基づくオフショア人民元の借入のみに制限されてきた区内の内資企業も、この新たなマクロプルーデンス管理モデルを利用した外債の借入が可能になります。一方、区内の外商投資企業は現行の外債管理モデルと『8号通達』に基づくマクロプルーデンス管理モデルのどちらかを選択することができます（第2条）。選択結果は、決済銀行を通じてPBOC上海本部に届出を

行います。マクロプルーデンス管理モデルを選択した場合、既存の外債（外貨・人民元とも）の未償還残高が新モデルの総規模に計上されます。

FTA 口座では、国内外から資金を調達することが可能ですが、このうち国外融資については調達できる資金に上限が設定されています（第 7 条）。その計算式は「資本金（＝払込資本金＋資本積立金）×国外融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節パラメーター」で、区内一般企業（分支機構を除く）の国外融資レバレッジ率は「2 倍」、マクロプルーデンス調節パラメーターの初期値は「1」となっています。

そのため、一般企業は資本の 2 倍が上限額となります。金融機関に対しては、ステータスに応じて異なる国外融資レバレッジ率が設定されています（図表 1 参照）。また、上限額は原則として毎年 1 回、再計算するとしています（同上）。

FTU 上で調達できる国外資金には、総規模に計上される資金と計上されない資金があります（第 6 条、図表 2 参照）。現行規定において、トレードファイナンスは外債に含まれていませんが、FTU 上で調達した場合は外貨建てのみ一部の額（20%）が残高に計上されます。

【図表 1】主体別の国外融資レバレッジ率

主体	主体のステータス	比率
一般企業	（分支機構には適用しない）	資本の 2 倍
非銀行 金融機関	FTU 構築済の法人	資本の 3 倍
	FTU 構築済の上海市レベルの支店	資本の 8%
	FTU 未構築の区内法人*	資本の 2 倍
	FTU 未構築の区内直属支店*	資本の 5%
銀行	区内の新設法人	一級資本の 5 倍
	FTU 構築済の上海市レベルの銀行	一級資本の 5%

※FTU 未構築の非銀行金融機関は、FTU を構築済の金融機関で FTA 口座を開設する必要があります

（『8号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 2】国外融資資金として計上される（されない）資金

	資金の種類	定義・条件等
計上される資金	外貨トレードファイナンス	調達額の <u>20%を計算</u> し、期限リスク（図表 3 参照）は中長期・短期にかかわらず「1」とする
	オフバランス融資（偶発債務）	FTA 口座開設企業によるリスクヘッジ取引で発生した金融機関の対外偶発債務は額の <u>20%を計算</u> する。金融機関自身のリスクヘッジ取引により国際金融市場で発生した偶発債務は額の <u>50%を計算</u> する
	その他	各種対外負債で、実際の状況に応じて計上する
計上されない資金	受け入れた預金（金融機関）	金融機関が FTA 口座サービスの提供により国外から受け入れる資金。国内（自行の上級本支店を含む）に預け入れる場合は、現行の外貨外債管理規定に基づき残高を計上する
	貿易信用、非融資性担保、人民元トレードファイナンス	真実の貿易取引で発生する貿易信用（前払いや延払い等）と人民元建てトレードファイナンス、金融機関が貿易・投資活動のために提供する非融資性担保
	パンダ債（自社使用）	国外親会社が中国国内で人民元債券を発行し、集団内の区内の全額出資子会社とその調達資金を使用する場合
	集団内の資金往来	区内企業が主宰するクロスボーダー資金集中管理業務（生産経営活動と実業投資活動で発生するキャッシュフローに限定）
	譲渡・減免	融資資金の持分化（デッド・エクイティ・スワップ）や債務減免で獲得した資金等（当初の融資時に計上した金額は計上したままとする）

（『8号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

国外調達資金の計上額について注意しなければならないのは、純粋な調達額が計上されるわけではなく、調達額をリスク因数で乗じた金額が計上される点です（第 5 条）。リスク因数には、期限リスク転換因数、通貨種類リスク転換因数、類別リスク転換因数があり、そのリスク区分と数値は図表 3 のとおりとなっています。

例えば、FTA 口座を通じて 100 万米ドルの資金を期限 1 年以下の短期外債として借り入れた場合、その規模は「100 万ドル × 1.5（短期融資リスク） × 1.5（外貨リスク） × 1（オンバランス・リスク） = 225 万ドル」となります。この「225 万ドル」を資金借入日の人民元対米ドル為替レート仲値で人民元に換算した金額が計上されることとなります。

□ 調達資金は実需に基づき使用

FTU 上で調達した国外資金は、実需に基づいて使用しなければなりません。すなわち、自社の生産経営活動、区内または国外でのプロジェクト建設に使用しなければならず、国と上海自由貿易区の産業マクロコントロールの方向性に合致していなければなりません（第 14 条）。

企業が FTA 口座を通じて国外から資金を調達する際は、外債契約締結後、資金借入の 3 営業日前までに決済銀行を通じて PBOC 上海本部に申告を行う必要があります（第 12 条）。また、外貨外債の場合はこれまでどおり外貨管理局で登記を行う必要があり、人民元外債の場合は銀行を通じて PBOC 上海本部のシステムに報告を行わなければなりません（第 13 条）。

□ 財務情報の開示義務に注意を

マクロプルーデンス管理モデルを選択する際に注意が必要なのは、FTU 上で国外資金を調達する区内企業に財務情報の報告義務を課している点です。『8 号通達』は、「試験区企業年度報告開示プラットフォームを通じてその標準様式の年度貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を開示しなければならない」と明記しています（第 15 条）。

国務院が 2014 年 8 月に公布（10 月に施行）した『企業情報開示暫定条例』（国務院令第 654 号）は、企業に「企業信用情報開示システム」上での企業情報の報告を義務付けています。このうち年度報告で

【図表 3】 リスク因数とその数値

リスク因数	リスク区分	数値
期限リスク転換因数 ^{※1}	中長期融資（1 年超）	1
	短期融資（1 年以下） ^{※2}	1.5
通貨リスク転換因数	人民元建て	1
	外貨建て	1.5
類別リスク転換因数	オンバランス融資	1
	オフバランス融資	0.2 または 0.5

※1. 外貨建てトレードファイナンスの場合、期限リスクは中長期・短期にかかわらず「1」となる

※2. 中長期融資で 1 年以内に 3 回を超える前倒し返済があった場合、すべての未償還調達額、新規調達額を短期融資として計算する（『8 号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

国外資金調達の申告書類

- ✓ 国外融資契約の原本と契約主要条項のコピー（契約が外国語文の場合は別途、契約主要条項の中国語訳が必要）
- ✓ 営業許可証
- ✓ 直近 1 期の出資金払込検査報告または監査報告
- ✓ 董事会による国外融資事項に対する決議（非銀行金融機関の分公司が調達を行う場合は法人の授權文書が必要）
- ✓ 申告日までのオフショア人民元借入、外貨外債、当該企業が被担保人とする国外担保等の状況説明 等

（『8 号通達』第 12 条）

報告しなければならない情報には財務情報も含まれていますが、その開示は任意となっています。しかし、『8号通達』の規定により、FTU上で国外資金を調達する区内企業による財務情報の開示は任意から強制へと変わることになります。

『8号通達』は、FTU上での国外資金調達を禁止する対象を明記しています。「企業信用情報開示システム」に財務情報を報告・開示していない企業（経営期間が1年以下の新設企業を除く）や、同システム上で「経営異常名簿」に掲載されている企業は、FTU上で国外資金を調達することができません（第15条）。また、輸出貨物貿易の人民元決済における「重点監督管理リスト」に掲載されている企業については、調達可能とはしているものの、業務を取り扱う金融機関に慎重な審査を要求しています（同上）。

全国人民代表大会常務委員会は2014年12月28日、国務院常務会議の決定を受けて、上海自由貿易区の拡張を決定しました。2015年3月1日にも正式に拡張される見込みで、陸家嘴金融貿易区、上海万博跡地、金橋経済技術開発区、張江ハイテクパークが上海自由貿易区に加わり、その総面積は現在の28.78平方キロから120.72平方キロへと拡大します。PBOCの説明によれば、拡張区内の企業もFTA口座を開設して国外資金を調達できるとしており、口座開設企業の急増と国外資金調達の活発化が見込まれます。

*

『8号通達』は、資本取引自由化の方針を掲げるPBOCによる新たな“実験”と言え、PBOCが上海自由貿易区における金融改革方針『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244号）に盛り込んだ「区内企業（内資・外資）、非銀行金融機関等による経営の必要に基づく外債借入」を実現した形です。PBOCは『8号通達』の公布について、低利の国外資金を調達するルートを広げることで、国内企業の資金調達コストを引き下げる狙いもあると説明しています。

『8号通達』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および14ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

中国人民銀行上海本部

銀総部発[2015]8号

『中国（上海）自由貿易試験区における分離記帳勘定業務の国外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則（試行）』の印刷・配布に関する通達

国家開発銀行・各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行・中国郵政貯蓄銀行上海（市）分行・自由貿易試験区分行、交通銀行・上海浦東発展銀行・上海銀行・上海農村商業銀行、その他の都市商業銀行上海分行、上海市各外資銀行、上海市各非銀行金融機関：

『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244号）に基づき、中国人民銀行による批准を経て、ここに『中国（上海）自由貿易試験区における分離記帳勘定業務の国外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則（試行）』を印刷・配布する。中国人民銀行上海本部（中国人民銀行上海分行および国家外貨管理局上海市分局を含む）の統一配置に基づき穏当に実施されたい。

特にここに通知する。

付属文書：中国（上海）自由貿易試験区における分離記帳勘定業務の国外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則（試行）

中国人民銀行上海本部

2015年2月12日

付属文書：

中国（上海）自由貿易試験区における分離記帳勘定業務の国外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則（試行）

第1章 総則

第1条 自由貿易試験区（以下「試験区」という）における貿易・投資の利便化をさらに促進し、金融が試験区実体経済のクロスボーダー発展に奉仕する能力を向上させ、試験区の国外融資リスクを防止するため、『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244号）およびその他の関連規定に基づき、本細則を制定する。

第2条 本細則がいう試験区分離記帳勘定業務の国外融資とは、上海地区の金融機関が試験区分離記帳勘定ユニットを通じて取り扱う国外からの資金調達の実行、ならびに試験区内企業および非銀行金融機関が自由貿易口座を通じた国外からの資金調達の行為を指し、以下「分離記帳勘定国外融資」という。

試験区内企業および非銀行金融機関は、現行の外債および国外借入管理モデルならびに本細則のマクロプルーデンス管理モデルにおいて任意のモデル1つを選択して適用し、合わせてその決済銀行を通じて中国人民銀行上海本部に届出することができる。一旦選定したら、原則として再び更改しない。確かに合理的な理由があって更改する必要がある場合、必ず決済銀行を通じて中国人民銀行上海本部に申請を提出しなければならない。更改は1回限りとする。もとの管理モデルにおける外債もしくは国外人民元借入の未償還残高は、新たに選択したモデルに計上して管理する。

本細則がいう金融機関とは、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国证券监督管理委员会、中国保険監督管理委員会の批准を経て上海地区に設立した各種法人金融機関および全国性金融機関が上海で設立した分支機構で、かつこれらの機構がすでに中国人民銀行上海本部が発布した『中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務実施細則（試行）』および『中国（上海）自由貿易試験区分離記帳勘定業務リスクプルーデンス管理細則（試行）』の要求に基づき内部で試験区分離記帳勘定管理制度を構築し、中国人民銀行上海本部の関連システム（外貨管理局のシステムを含む、以下同）に接続していることを指す。

第3条 中国人民銀行上海本部（中国人民銀行上海分行および国家外貨管理局上海市分局を含む、以下同）は、分離記帳勘定国外融資およびクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理関連業務に責任を負い、合わせてその他の金融監督管理部門と協調、協力メカニズムを構築する。

第2章 分離記帳勘定国外融資規則

第4条 区内企業、非銀行金融機関および試験区分離記帳勘定業務を提供する金融機関は、国内（区内を含む）から融資を受けることができ、国外から融資を受けることもでき、合わせてリスクコントロール原則を遵守する。このうち、国外部分については国外融資レバレッジ率、リスク転換因数およびマクロプルーデンス調節パラメーターの方式を採用して管理を行う。

中国人民銀行上海本部は、試験区のクロスボーダーおよび区を跨ぐ資金流動、区内および国内の与信供給状況に基づき、国外融資レバレッジ率、リスク転換因数およびマクロプルーデンス調節パラメーター等に対して調整を行い、必要なときは国家の金融安定維持の必要に基づき、分離記帳勘定国外融資の総規模コントロール等の臨時応急管理措置を採ることもできる。

第5条 区内企業および金融機関が分離記帳勘定ユニットを通じて国外から調達した人民元・外貨資金は、残高（借入済の未償還残高を指す、以下同）により総規模を合併計算する。計算公式は以下のとおり。

分離記帳勘定国外融資 = Σ 国外融資残高 × 期限リスク転換因数 × 通貨種類リスク転換因数 × 類別リスク転換因数

国外融資は、期限により区分し、中長期融資と短期融資の2種類に分けることができる。中長期融資とは、融資双方が約定した返済期限が1年以上（1年を含まない）の国外融資を指し、短期融資とは融資双方が約定した返済期限が1年以下（1年を含む）の国外融資を指す。中長期融資の期限リスク転換因数は1に設定し、短期融資の期限リスク転換因数は1.5に設定する。中長期融資において1年以内の前倒し返済の発生が累計で3回を超えた場合、すべての未償還融資および新たに発生する融資はすべて短期融資により計算する。

国外融資は、通貨種類により区分し、人民元融資と外貨融資の2種類に分けることができる。国外融資は人民元建てで決済する場合、通貨種類リスク転換因数は1に設定し、外貨建てで決済する場合、通貨種類リスク転換因数は1.5に設定する。

国外融資類別は、オンバランス・オフバランスにより区分し、オンバランス融資とオフバランス融資の2種類に分けることができる。オンバランス融資のリスク転換因数は1に設定し、オフバランス融資（偶発債務）のリスク転換因数は0.2および0.5の2段階に設定する。

第6条 分離記帳勘定国外融資計算規則

1、分離記帳勘定国外融資に計上しない業務類型

(1) **受け入れる預金。**金融機関が自由貿易口座サービスに基づき、国外主体から受け入れる国外人民元・外貨預金は、分離記帳勘定国外融資に計上しない。

分離記帳勘定ユニットは、受け入れた外貨預金資金を国内機構（上級法人機構を含む）に預け入れる場合、現行の外貨外債管理規則に基づき当該機構の外債残高に計上する。

(2) **貿易信用、非融資性担保と人民元トレードファイナンス。**区内企業による真実のクロスボーダー貿易の展開により発生した貿易信用（延払いおよび前払いを含む）および人民元トレードファイナンスは、分離記帳勘定国外融資に計上しない。金融機関による真実のクロスボーダー貿易決済の取扱により発生した各種人民元トレードファイナンスは、分離記帳勘定国外融資に計上しない。金融機関が実体経済による国際貿易および投資活

動展開の支持により発行した非融資性担保は、分離記帳勘定国外融資に計上しない。

- (3) **自社使用のパンダ債**。区内企業の国外親会社が中国国内で人民元債券を発行して集団内の区内に設立した全額出資子会社に用いる場合、分離記帳勘定国外融資に計上しない。
- (4) **集団内の資金往来**。区内企業が主宰する集団内のクロスボーダー資金（生産経営活動で発生するキャッシュフローおよび実業投資活動で発生するキャッシュフローのみに限る）集中管理業務は、分離記帳勘定国外融資に計上しない。
- (5) **譲渡と減免**。分離記帳勘定国外融資の資本金転換もしくは債務減免の獲得済等の状況において、相応の融資金額は分離記帳勘定国外融資に計上しない。分離記帳勘定国外融資で形成された区内債券資産を真実にオフバランス化し、合わせて国外譲渡後に獲得した国外資金は分離記帳勘定国外融資に計上せず、計上したもとの分離記帳勘定国外融資は変更しない。

2、分離記帳勘定国外融資に計上する業務類型

- (1) **外貨トレードファイナンス**。金融機関および企業の外貨トレードファイナンスは、20%により分離記帳勘定国外融資に計上し、このうち期限転換因数は統一して1により計上する。
- (2) **オフバランス融資（偶発債務）**。金融機関が自由貿易口座の顧客に真実のクロスボーダー取引ならびに資産・負債通貨種類および期限リスクに基づくヘッジ管理サービス提供の必要により形成された対外偶発債務（融資性担保を含む）は、20%により分離記帳勘定国外融資に計上する。自社の通貨種類および期限リスクのヘッジ管理の必要により、国際金融市場取引に参加して発生した偶発債務は、50%により分離記帳勘定国外融資に計上する。
- (3) **その他**。その他の各種対外負債は、すべて実際の状況により分離記帳勘定国外融資に計上する。

中国人民銀行上海本部は、業務展開状況およびリスク管理の必要に基づき、計上した分離記帳勘定国外融資の業務類型に対して調整を行うことができる。

第7条 分離記帳勘定国外融資の上限は、その資本金×国外融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節パラメーターを超えてはならない。このうち、資本金は、記述が別途ある場合を除き、払込資本金（もしくは株式資本金）および資本積立金の2つの部分を含み、直近1期の国内登録会計士が発行した出資金払込検査報告もしくは監査報告を基準とする。分離記帳勘定国外融資上限の計算は、原則として毎年1回行う。

分離記帳勘定国外融資レバレッジ率は、主体類型により設定する。このうち、区内法人企業（分

支機構には適用しない)はその資本金の2倍に設定する。分離記帳勘定ユニットを構築済の区内非銀行金融機関はその資本金の3倍に設定し、非銀行金融機関の上海市級の分離記帳勘定ユニットはその国内法人機構の資本金の8%に設定する。分離記帳勘定ユニットを構築済の新設法人銀行機構はその一級資本の5倍に設定し、銀行の上海市級の分離記帳勘定ユニットはその国内法人機構の一級資本の5%に設定する。分離記帳勘定ユニットを未構築だがその他の金融機関の分離記帳勘定ユニットで自由貿易口座を開設した国内法人非銀行金融機関はその資本金の2倍により設定し、非銀行金融機関の区内にある直属分公司は国内法人資本金の5%に設定する。

マクロプルーデンス調節パラメーターの初期値は、1に設定する。

第8条 分離記帳勘定国外融資の利率は、双方が商業原則に基づき合理的な範囲内で自主的に確定する。

分離記帳勘定外貨国外融資は、借入日の為替相場換算で以下の方式により換算して計上する。

すでに中国外貨取引センターで市場取引（地域的な市場を含む）されている外貨は、人民元為替相場の中間価格もしくは地域取引の参考価格を適用する。中国外貨取引センターで市場取引されていない通貨は、中国外貨取引センターが公布する人民元参考為替相場を適用する。

第3章 分離記帳勘定国外融資マクロコントロール・トリガーマカニズム

第9条 中国人民銀行上海本部は、「マクロプルーデンス原則」の要求に基づき、関連部門とともに試験区分分離記帳勘定国外融資マクロコントロール業務メカニズムを構築する。当該メカニズムは、リスクアラート指標体系および相応のマクロコントロール政策ツールにより構成される。

第10条 中国人民銀行上海本部は、システムが収集したデータならびに試験区経済金融の運行およびクロスボーダー・区を跨ぐ資金流動の状況に基づき相応の分離記帳勘定国外融資リスクアラート指標体系を構築する。主要なアラート指標には、国外融資規模アラート指標、国外融資構造アラート指標（国外融資通貨種類構造指標、為替相場敏感度指標、期限構造指標、期限ミスマッチ率等）、クロスボーダー／区を跨ぐ資本流動アラート指標、区内与信供給アラート指標等を含む。

分離記帳勘定国外融資パラメーター類のコントロールツールには、国外融資レバレッジ率、リスク転換因数およびマクロプルーデンス調節パラメーターを含み、その他の種類のツールには調達資金の口座預入期限の延長、調達資金に対する特別預金準備金の徴収、ゼロ金利預金準備金の徴収、ならびに必要なときに国家の金融安定維持のために採る規模コントロール等を含む。

中国人民銀行上海本部は、モニタリングおよびリスク防止の必要に基づき上述のリスクアラート指標およびマクロコントロール政策ツールに対して調整および改善化を行うことができる。

第11条 試験区分離記帳勘定国外融資リスクアラートは、Ⅰ級（軽度のリスク）、Ⅱ級（中度のリスク）およびⅢ級（重度のリスク）の3つのリスク等級を設置する。

リスクアラート指標がリスク等級の臨界値に達したとき、中国人民銀行上海本部は金融機関に相応のリスクアラートを発し、合わせて上述のツールを採用して相応の調節を行うことができる。調節は、単独ツールもしくはツールの組み合わせの方式を採用して行うことができ、単独、複数もしくは全部の金融機関を対象に行うこともできる。金融機関は、中国人民銀行上海本部のマクロコントロール管理に協力しなければならない。

リスク転換因数、国外融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節パラメーターの調整により期間の分離記帳勘定国外融資残高が上限を超えてしまった場合、融資契約がある場合は期限到来まで保持することができ、分離記帳勘定国外融資残高が新たな上限にまで調整される前に、新たな分離記帳勘定国外融資業務を取り扱ってはならない。

第4章 情報送付と資金用途

第12条 区内企業および非銀行金融機関は、国外融資契約締結後の借入前3営業日に遅れないように、その決済銀行を通じて中国人民銀行上海本部に分離記帳勘定国外融資業務申告を行わなければならない。

試験区主体は、事実どおりに銀行に以下の資料を提供しなければならない。

- (1) 国外融資契約の原本および契約主要条項のコピー。契約が外国語文の場合は別途、契約主要条項の中国語訳を添付しなければならない。
- (2) 営業許可証。
- (3) 直近1期の出資金払込検査報告もしくは監査報告。
- (4) 董事会による国外融資事項に対する決議。非銀行金融機関の分公司が国外融資するとき、その国内法人機構の授権文書を提出しなければならない。
- (5) 申告日までの国外人民元借入、外貨外債および当該企業を被担保人とする国外担保等の状況説明。
- (6) 前述の資料に対して提供すべき補充説明。

銀行は、区内企業および非銀行金融機関が提出した資料証明の実際の融資金額が本細則の規定する分離記帳勘定国外融資計算上限を超えることを発見した場合、そのために国外融資資金の決済を取り扱うことを拒絶し、合わせて中国人民銀行上海本部に報告しなければならない。

金融機関の分離記帳勘定ユニットに国外融資業務が発生した場合、直接、中国人民銀行上海本部の関連システムを通じて申告を行わなければならない。

すべての分離記帳勘定国外融資業務資料は、決済銀行に保管して検査に備え、保管期限は融資業務終了後5年までとする。

第13条 銀行は、区内企業および非銀行金融機関のために分離記帳勘定国外融資決済業務を取り扱うとき、中国人民銀行上海本部の関連システムにおいて区内企業および非銀行金融機関の分離記帳勘定国外融資基本情報を照会し、その国外融資が本細則の規定に合致していることを確認しなければならない。

初めて分離記帳勘定国外融資業務を取り扱う区内企業および非銀行金融機関に対し、銀行は基本情報を照会する前に、それが提供する上述の資料に基づき、その資本金等の状況を中国人民銀行上海本部の関連システムに送信し、自動的に分離記帳勘定国外融資の計算上限を生成しなければならない。すでに分離記帳勘定国外融資を行った試験区主体に買収・合併等の発生による重大な資本の変更があった場合、銀行に関連証明を提出し、システムにおける資本関連情報の変更を申請することができる。

区内主体が分離記帳勘定国外融資計算上限内で外貨国外融資もしくは非資金振替類人民元・外貨建ての国外融資が発生した場合、外債管理関連要求に基づき中国人民銀行上海本部に外債登記もしくは届出手続を行わなければならない。分離記帳勘定人民元国外融資が発生した場合、自由貿易口座を開設した決済銀行を通じて中国人民銀行上海本部に関連システムに関連融資情報を送付しなければならない。

第14条 区内企業および非銀行金融機関が分離記帳勘定国外融資で得た資金の使用は、自由貿易口座関連規定に合致し、自社の生産経営活動、区内および国外プロジェクトの建設に用い、合わせて国家および試験区の産業マクロコントロールの方向に合致していなければならない。

金融機関は、その試験区分離記帳勘定ユニットを通じて取り扱った国外融資は、分離記帳勘定業務自身の経営活動に用い、区内および国外に用い、实体经济の発展に奉仕し、合わせて国家および試験区の産業マクロコントロールの方向に合致していなければならない。

第15条 区内企業に分離記帳勘定国外融資業務が発生した場合、試験区企業年度報告開示プラットフォームを通じてその標準様式の年度貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を開示しなければならない。金融機関の分離記帳勘定ユニットは、毎年6月30日までに試験区の企業年度報告開示制度を利用して遅滞なく当該行で自由貿易口座を開設した企業の資本金等の状況を更新しなければならない。

経営期間が1年を超えているが、なお開示プラットフォームでその関連情報を開示していない、または経営異常名簿に組み入れられた企業に対し、金融機関はそのために分離記帳勘定国外融資クロスボーダー決済業務を取り扱ってはならない。すでに行った分離記帳勘定国外融資業務は、期限到来まで保持することができる。中国人民銀行等6部・委員会が発布した重点監督管理企業リスト内の企業について、金融機関は慎重にそのために分離記帳勘定国外融資クロスボーダー決済業務を取り扱わなければならない。

第5章 オフサイト確認、立入検査と規定違反処理

第16条 中国人民銀行上海本部は、定期的もしくは不定期に金融機関および区内企業が試験区分離記帳勘定ユニットを通じて行う国外融資状況に対してオフサイト確認を行い、疑問を発見した場合、モニタリング疑義を発信し、金融機関は遅滞なくフィードバックしなければならない。必要なときは、立入検査を行うことができる。

第17条 分離記帳勘定国外融資関連情報を遅滞なく送付しない、もしくは虚偽に送付したことを発見した場合、中国人民銀行上海本部は調査後、係わった金融機関に対して通報・批判を行い、期限付きで是正させて『中華人民共和国中国人民銀行法』および『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定に基づき処分を行うことができる。

規模を超えて分離記帳勘定国外融資を展開した、または融資資金の用途が本細則の規定と不一致であることを発見した場合、資金を未だ使用していない場合は、もとのルートで調達した資金を払い戻さなければならない。資金をすでに使用した場合、中国人民銀行上海本部は『中華人民共和国中国人民銀行法』および『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定に基づき借入主体に対して処罰を行う。情状が深刻な場合、その分離記帳勘定国外融資業務の取扱を一時的に停止させることができる。

額を超えて分離記帳勘定国外融資決済を取り扱った金融機関に対し、中国人民銀行上海本部は是正を命令する。額を超えた分離記帳勘定国外融資決済が複数回発生した金融機関に対し、中国人民銀行上海本部はその分離記帳勘定業務の展開を一時的に停止させることができる。

第6章 附則

第18条 本細則は、中国人民銀行上海本部が解釈に責任を負う。

第19条 本細則は、公布の日より施行する。中国人民銀行上海本部の以前の関連規定が本細則と不一致である場合、本細則を基準とする。

(中国語原文)

中国人民银行上海总部
银总部发〔2015〕8号
关于印发《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务境外融资
与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则（试行）》的通知

国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海（市）分行、自贸区分行；交通银行、上海浦东发展银行、上海银行、上海农商银行；其他城市商业银行上海分行；上海市各外资银行；上海市各非银行金融机构：

根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发〔2013〕244号），经中国人民银行批准，现将《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务境外融资与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则（试行）》印发给你们，请按照中国人民银行上海总部（含中国人民银行上海分行和国家外汇管理局上海市分局）的统一部署稳妥实施。

特此通知。

附件：中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务境外融资与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则（试行）

中国人民银行上海总部
2015年2月12日

附件：

中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务境外融资
与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则（试行）

第一章 总则

第一条 为进一步促进自由贸易试验区（以下简称“试验区”）贸易投资便利化，提升金融服务试验区实体经济跨境发展的能力，防范试验区境外融资风险，根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发〔2013〕244号）及其他有关规定，制定本细则。

第二条 本细则所称试验区分账核算业务境外融资是指上海地区金融机构通过试验区分账核算单元办理的从境外融入资金的行为和试验区内企业及非银行金融机构通过自由贸易账户从境外融入

资金的行为，以下简称“分账核算境外融资”。

试验区内企业和非银行金融机构可以在现行外债及境外借款管理模式和本细则宏观审慎管理模式下任选一种模式适用，并通过其结算银行向中国人民银行上海总部备案。一经选定，原则上不再更改。如确有合理理由需要更改的，须通过结算银行向中国人民银行上海总部提出申请。更改仅限一次。原管理模式下的外债或境外人民币借款未偿余额计入新选择的模式管理。

本细则所称金融机构是指：经中国人民银行、中国银监会、中国证监会和中国保监会批准在上海地区设立各类法人金融机构和全国性金融机构在上海设立的分支机构，且这些机构已经按照中国人民银行上海总部发布的《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）》和《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）》要求建立内部试验区分账核算管理制度，接入中国人民银行上海总部的相关系统（含外汇局系统，下同）。

第三条 中国人民银行上海总部（含中国人民银行上海分行和国家外汇管理局上海市分局，下同）负责分账核算境外融资和跨境资金流动的宏观审慎管理相关工作，并和其他金融监管部门建立协调、合作机制。

第二章 分账核算境外融资管理规则

第四条 区内企业、非银行金融机构和提供试验区分账核算业务的金融机构，可以从境内（含区内）融资，也可以从境外融资，并遵循风险可控原则。其中，境外部分采用境外融资杠杆率、风险转换因子和宏观审慎调节参数的方式进行管理。

中国人民银行上海总部可根据试验区跨境及跨区资金流动、区内及境内信贷供求情况，对境外融资杠杆率、风险转换因子、宏观审慎调节参数等进行调整，必要时还可根据维护国家金融稳定的需要，采取控制分账核算境外融资总规模等临时应急管理措施。

第五条 区内企业和金融机构通过试验区分账核算单元从境外融入的本外币资金按余额（指已提用未偿余额，下同）合并计算总规模，计算公式为：

分账核算境外融资 = \sum 境外融资余额 * 期限风险转换因子 * 币种风险转换因子 * 类别风险转换因子

境外融资按期限划分，可分为中长期融资与短期融资两类。中长期融资是指融资双方约定还款期限在 1 年以上（不含）的境外融资，短期融资是指融资双方约定还款期限在 1 年以下（含）的境外融资。中长期融资的期限风险转换因子设定为 1，短期融资的期限风险转换因子设定为

1.5。中长期融资在一年内发生提前还款累计超过3次的，所有未偿融资及新发生融资将均按短期融资计算。

境外融资按币种划分，可分为人民币融资与外币融资两类。境外融资以人民币计价结算的，币种风险转换因子设定为1，以外币计价结算的，币种风险转换因子设定为1.5。

境外融资类别按表内表外划分，可分为表内融资与表外融资两类。表内融资的风险转换因子设定为1，表外融资（或有负债）的风险转换因子设定为0.2和0.5二档。

第六条 分账核算境外融资计算规则

一、不计入分账核算境外融资的业务类型

- (一) **吸收的存款。**金融机构基于自由贸易账户服务，从境外主体吸收的境外本外币存款不计入分账核算境外融资。分账核算单元如将吸收的外币存款资金存放在境内机构（含上级法人机构）时，按现行外币外债管理规则计入该机构的外债余额。
- (二) **贸易信贷、非融资性担保与人民币贸易融资。**区内企业因开展真实跨境贸易产生的贸易信贷（包括应付和预收）和人民币贸易融资不计入分账核算境外融资。金融机构因办理基于真实跨境贸易结算产生的各类人民币贸易融资，不计入分账核算境外融资。金融机构因支持实体经济开展国际贸易及投资活动而出具的非融资性担保不计入分账核算境外融资。
- (三) **自用熊猫债。**区内企业的境外母公司在境内发行人民币债券并用于集团内设立在区内全资子公司的，不计入分账核算境外融资。
- (四) **集团内资金往来。**区内企业主办的集团内跨境资金（仅限生产经营活动产生的现金流和实业投资活动产生的现金流）集中管理业务不计入分账核算境外融资。
- (五) **转让与减免。**分账核算境外融资转增资本或已获得债务减免等情况下，相应融资金额不再计入分账核算境外融资。分账核算境外融资形成的区内债权资产真实出表，并向境外转让后获得的境外资金不再计入分账核算境外融资，原计入的分账核算境外融资不变。

二、计入分账核算境外融资的业务类型

- (一) **外币贸易融资。**金融机构和企业的外币贸易融资按20%计入分账核算境外融资，其中期限转换因子统一按1计入。
- (二) **表外融资（或有负债）。**金融机构因向自由贸易账户客户提供基于真实跨境交易和资产负债币种及期限风险对冲管理服务需要而形成的对外或有负债（包括融资性担保），按

20%计入分账核算境外融资；因自身币种及期限风险对冲管理需要，参与国际金融市场交易而产生的或有负债，按 50%计入分账核算境外融资。

企业和金融机构跨境担保已实际履约并构成新的跨境融资关系的金额按实际情况计入分账核算境外融资。

(三) 其他。其余各类对外负债均按实际情况计入分账核算境外融资。

中国人民银行上海总部可根据业务开展情况及风险管理需要，对计入分账核算境外融资的业务类型进行调整。

第七条 分账核算境外融资的上限不得超过其资本*境外融资杠杆率*宏观审慎调节参数。其中：资本，除另有表述外，包括实收资本（或股本）和资本公积两部分，以最近一期境内注册会计师出具的验资或审计报告为准。分账核算境外融资上限计算原则上每年进行一次。

分账核算境外融资杠杆率按主体类型设定。其中：区内法人企业（分支机构不适用）设定为其资本的 2 倍。已建立分账核算单元的区内非银行法人金融机构设定为其资本的 3 倍，非银行金融机构的上海市级分账核算单元设定为其境内法人机构资本的 8%。已建立分账核算单元的区内新设法人银行机构设定为其一级资本的 5 倍，银行上海市级分账核算单元设定为其境内法人机构一级资本的 5%。未建立分账核算单元但在其他金融机构分账核算单元开立自由贸易账户的区内法人非银行金融机构按其资本的 2 倍设定，非银行法人金融机构在区内的直属分公司按境内法人资本的 5%设定。

宏观审慎调节参数初始值设定为 1。

第八条 分账核算境外融资利率由双方按照商业原则在合理范围内自主确定。

分账核算外币境外融资以提款日的折算汇率按以下方式折算计入：

已在中国外汇交易中心挂牌交易（含区域挂牌）的外币，适用人民币汇率中间价或区域交易参考价；未在中国外汇交易中心挂牌交易的货币，适用中国外汇交易中心公布人民币参考汇率。

第三章 分账核算境外融资宏观调控触发机制

第九条 中国人民银行上海总部根据“宏观审慎原则”的要求，会同有关部门建立试验区分账核算境外融资宏观调控工作机制。该机制由风险预警指标体系及相应的宏观调控政策工具构成。

第十条 中国人民银行上海总部根据系统采集的数据以及试验区经济金融运行和跨境跨区资金流动情况建立相应的分账核算境外融资风险预警指标体系。主要的预警指标包括：境外融资规模预警指标、境外融资结构预警指标（境外融资货币结构指标、汇率敏感度指标、期限结构指标、期限错配率等）、跨境/跨区资金流动预警指标、区内信贷供求预警指标等。

分账核算境外融资参数类调控工具包括境外融资杠杆率、风险转换因子和宏观审慎调节参数，其他类工具包括延长融入资金的账户存放期限，对融入资金征收特别存款准备金、征收零息存款准备金、以及必要时为维护国家金融稳定采取的规模控制等。

中国人民银行上海总部可根据监测和风险控制需要对上述风险预警指标和宏观调控政策工具进行调整和完善。

第十一条 试验区分账核算境外融资风险预警设置 I 级（轻度风险）、II 级（中度风险）以及 III 级（重度风险）三个风险级别。

风险预警指标达到风险级别临界值时，中国人民银行上海总部将向金融机构发出相应的风险预警，并可以采用上述工具进行相应的调节。调节可以采用单一工具或组合工具的方式进行，也可针对单一、多个或全部金融机构进行。金融机构应配合中国人民银行上海总部的宏观调控管理。

因风险转换因子、境外融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致期间分账核算境外融资余额超出上限的，原有融资合约可持有到期；在分账核算境外融资余额调整到新上限前，不得办理新的分账核算境外融资业务。

第四章 信息报送与资金用途

第十二条 区内企业和非银行金融机构应当在境外融资合同签约后但不晚于提款前三个工作日，通过其结算银行向中国人民银行上海总部办理分账核算境外融资业务申报。

试验区主体应如实向银行提供以下材料：

- （一） 境外融资合同正本及合同主要条款复印件，合同为外文的应另附合同主要条款的中文译本。
- （二） 营业执照。
- （三） 最近一期验资或审计报告。
- （四） 董事会对外融资事项的决议；非银行金融机构的分公司境外融资时需提交其境内法

人机构的授权文件。

(五) 截至申报日境外人民币借款、外币外债和以本企业为被担保人的境外担保等情况说明。

(六) 针对前述材料应当提供的补充说明。

银行发现区内企业和非银行金融机构提交材料证明的实际融资数额超出本细则规定的分账核算境外融资计算上限时，应拒绝为其办理境外融资资金结算，并向中国人民银行上海总部报告。

金融机构分账核算单元发生境外融资业务的，应直接通过中国人民银行上海总部的相关系统办理申报。

所有分账核算境外融资业务材料留存结算银行备查，保留期限至融资业务结束后 5 年。

第十三条 银行在为区内企业和非银行金融机构办理分账核算境外融资结算业务时，需在中国人民银行上海总部的相关系统中查询区内企业和非银行金融机构的分账核算境外融资基本信息，确认其境外融资符合本细则规定。

对于首次办理分账核算境外融资业务的区内企业和非银行金融机构，银行在查询基本信息前，应根据其提供的上述材料，将其资本等情况发送中国人民银行上海总部的相关系统，自动生成分账核算境外融资计算上限。已办理分账核算境外融资的试验区主体因发生收购兼并等重大资本变更时，可向银行提供相关证明，申请在系统中变更资本相关信息。

区内主体在分账核算境外融资计算上限内发生外币境外融资或非资金划转类本外币计价的境外融资的，应按外债管理相关要求向中国人民银行上海总部办理外债登记或备案手续；发生分账核算人民币境外融资的，应通过开立自由贸易账户的结算银行向中国人民银行上海总部的相关系统报送相关融资信息。

第十四条 区内企业和非银行金融机构分账核算境外融资所得资金的使用应符合自由贸易账户相关规定，用于自身的生产经营活动、区内及境外项目建设，并符合国家和试验区产业宏观调控方向。

金融机构通过其试验区分账核算单元办理的境外融资应用于分账核算业务自身的经营活动，用于区内和境外，服务实体经济发展，并符合国家和试验区产业宏观调控方向。

第十五条 区内企业发生分账核算境外融资业务的，应通过试验区企业年报公示平台公示其标准格式的年度资产负债表、损益表和现金流量表；金融机构分账核算单元应于每年 6 月 30 日前利用试验区企业年报公示制度及时更新在本行开立自由贸易账户企业的资本等情况。

对于经营期超过 1 年但仍没有在公示平台上公示其相关信息，或被列入经营异常名录的企业，金融机构不得为其办理分账核算境外融资跨境结算业务。已经办理的分账核算境外融资业务可以持有到期。中国人民银行等六部委发布的重点监管企业名单内的企业，金融机构应审慎为其办理分账核算境外融资跨境结算业务。

第五章 非现场核查、现场检查与违规处理

第十六条 中国人民银行上海总部定期或不定期对金融机构和区内企业通过试验区分账核算单元办理的境外融资情况进行非现场核查，发现疑问的，发起监测查疑，金融机构应及时反馈；必要时可发起现场检查。

第十七条 发现未及时或虚假报送分账核算境外融资有关信息的，中国人民银行上海总部将在查实后对涉及的金融机构做出通报批评，限期整改并可根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定进行查处。

发现超规模开展分账核算境外融资，或融资款项用途与本细则规定不符的，资金尚未使用的，应原路退回所融入的款项；资金已经使用的，中国人民银行上海总部可根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定对借款主体进行处罚；情节严重的，可暂停其开展分账核算境外融资业务。

对于办理超额分账核算境外融资结算的金融机构，中国人民银行上海总部将责令整改；对于多次发生办理超额分账核算境外融资结算的金融机构，中国人民银行上海总部可暂停其开展分账核算业务。

第六章 附则

第十八条 本细则由中国人民银行上海总部负责解释。

第十九条 本细则自公布之日起施行。中国人民银行上海总部此前有关规定与本细则不一致的，以本细则为准。